

平成26年12月24日

# 秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

## 秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	4
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸報告	7
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	8
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
閉会	15

秩広組告示第 2 2 号

平成 2 6 年秩父広域市町村圏組合議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 久 喜 邦 康

1. 期 日 平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日 (水) 午前 1 0 時
2. 場 所 秩父クリーンセンター 3 階大会議室
3. 付議議案
  - (1) 議案第 2 0 号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - (2) 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算 (第 4 回)
  - (3) 議案第 2 2 号 工事請負契約の締結について

平成26年12月24日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会

## 秩父広域市町村圏組合議会臨時会議事日程

平成26年12月24日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 管理者提出議案の報告
- 第 6 議案第20号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第21号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）
- 第 8 議案第22号 工事請負契約の締結について

(開会 午前 9時57分)

出席議員 (16名)

1番	浅海 忠	議員	2番	大久保 進	議員
3番	木村 隆彦	議員	4番	落合 芳樹	議員
5番	山中 進	議員	6番	高野 宏	議員
7番	松澤 一雄	議員	8番	荒船 功	議員
9番	町田 勇佐久	議員	10番	若林 スミ子	議員
11番	大野 喜明	議員	12番	大澤 径子	議員
13番	齊藤 實	議員	14番	新井 利朗	議員
15番	黒澤 光司	議員	16番	小菅 高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久 喜 邦 康	管 理 者
加 藤 嘉 郎	副管理者
石 木 戸 道 也	理 事
大 澤 夕 基 江	理 事
福 島 弘 文	理 事
森 真 太 郎	事務局長
若 林 利 忠	消 防 長
福 原 隆 夫	会 計 者 管 理 者
平 沼 邦 夫	事 務 局 兼 事 次 長 兼 福 祉 保 健 課 長 兼 会 計 課 長
梅 澤 茂	消 防 本 部 次 長
小 泉 裕 男	専 門 員 兼 総 務 課 長
富 田 豊 彦	管 理 課 長
森 下 今 朝 八 郎	業 務 課 長

職務のため出席した事務職員

富 田 豊 彦 書 記 長  
千 嶋 浩 書 記

午前 9時57分 開会

○開会・開議

議長（松澤一雄議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年12月秩父広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（松澤一雄議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（松澤一雄議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の辞職に伴い、新たに組合議会議員になりました町田勇佐久議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名をいたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 朗読いたします。

9番 町田 勇佐久 議員

以上です。

議長（松澤一雄議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

それでは、新議員にご挨拶をお願いいたします。

町田勇佐久議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（9番 町田勇佐久議員登壇）

9番（町田勇佐久議員） 皆さん、改めましておはようございます。このたび富田議員の辞任に伴って、横瀬町12月議会におきまして広域の議員に任命されました町田でございます。何分ふなれでございます。皆様のご支援、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○会議録署名議員の指名

議長（松澤一雄議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

4番 落合 芳樹 議員

5番 山中 進 議員

6番 高野 宏 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

**議長（松澤一雄議員）** 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

**議長（松澤一雄議員）** 次に、諸報告を行います。

議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

12月9日付で横瀬町選出の富田能成議員においては、組合議会議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により許可をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、常任委員会委員の指名についてご報告いたします。横瀬町から新たに選出された町田勇佐久議員について、委員会条例第5条第2項の規定により、閉会中に議長において厚生衛生常任委員会委員に指名により選任したのでご報告いたします。

なお、厚生衛生常任委員会副委員長が欠員であります。次の休憩中に応接室において厚生衛生常任委員会を開催し、副委員長を互選いただき、その結果を議長までご報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時05分

**議長（松澤一雄議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

厚生衛生常任委員会において副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

厚生衛生常任委員会副委員長 町田勇佐久議員

以上であります。

○管理者提出議案の報告

議長（松澤一雄議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。  
書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 ……（朗読） ……

秩広管発第454号

平成26年12月24日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 松 澤 一 雄 様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久 喜 邦 康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第20号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）

議案第22号 工事請負契約の締結について

議長（松澤一雄議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（松澤一雄議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。  
管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域議員の皆様、おはようございます。松澤議長様からお許しいたいただきましたので、一言ご挨拶、また議案の説明をさせていただきたいと存じます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には年末の大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいま松澤議長様からご報告がありましたように、横瀬町議会選出の富田能成議員の組合議会議員辞職に伴いまして、新たに町田勇佐久議員が組合議会議員になりました。町田議員におかれましては、組合行政の進展、推進に当たりましてご指導いただけますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、議員の皆様のご理解とご協力のもと、新火葬場建設工事の入札を12月8日に行いましたところ、1企業体を含む4者に参加していただき、1回の入札で落札業者が決まりました。建設費の

高騰が言われている中で、10月に開いた臨時会で予算の増額をお認めいただきましたので、何としてもこの入札を成功させる思いで私も臨みました。議案をご審議いただく際に、詳細な説明を事務局より行いますが、私から改めてご支援をいただきました組合議会の皆様、また関係するそれぞれ町の議員の皆様、またいろいろな関係者の皆様に心から御礼を申し上げたいと存じます。まことにありがとうございました。この後は、予定どおり工事を進めるよう努力してまいりたいと存じますので、火葬場建設、火葬場の完成に向けて、議員の皆様には引き続きご協力賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要説明に入らせていただきたいと存じます。

議案第20号は、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、埼玉県人事委員会の勧告に準じまして、職員の勤勉手当の支給割合及び給料表を改定するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第21号は平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）になりますが、この補正予算は給与条例の改正等に伴う必要な予算措置をしたいものでございます。

議案第22号は工事請負契約の締結で、ただいま申し上げましたところの入札結果に基づき、議会の議決を得て落札業者と新火葬場建設工事請負契約を締結したいものでございます。

以上3件の議案の概要を申し上げました。詳細につきましては、これより事務局から説明を行いますので、十分ご審議をいただき、それぞれご可決賜りますようお願いを申し上げます。

先週から日本各地で大雪のニュースが伝えられております。秩父地域は、この2月の再来とならないよう祈るところですが、この地域でもいつ大雪に見舞われるかわかりません。本組合は消防、救急、ごみ処理、火葬業務といった住民の皆様の生活に密接した業務を行っておりますので、関係機関と連携を密にして、住民の皆様が不便にならないよう努めてまいりたいと考えております。

寒さが一層厳しくなっておりますので、議員の皆様におかれましては健康に十分にご留意いただき、市、町、そして本組合事業推進にご尽力賜りますようお願いを申し上げ、管理者の挨拶並びに説明とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（松澤一雄議員）** これより議案審議に入ります。

まず、議案第20号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 議案第20号の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

組合市町では、人事院または埼玉県人事委員会の勧告に基づき、既に給与条例の改正が行われているところですが、本組合では秩父市と同様に埼玉県人事委員会勧告に準じまして、一般職職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定したいため、本条例の改正をお願いしたいものがございます。

改正の内容でございますが、字句の改正に加えまして、勤勉手当の支給割合及び給料表の改正をしたいものがございます。一般職職員の勤勉手当の支給割合は、現在6月期、12月期合わせまして年100分の135となっております。これを100分の15引き上げまして年100分の150に、また再任用職員の勤勉手当の支給割合は年100分の65となっておりますが、これを100分の5引き上げまして年100分の70としたいものがございます。また、勤勉手当につきましては、6級以上の職員で55歳を超える職員は減額支給措置が適用されておりますが、この減じる額を得るために用いております割合を改めて改正したいものがございます。給料表の改正につきましては、初任給を中心に若年層に重点を置いて引き上げ、中高年齢層は据え置くものとしたいものがございます。

逐条でご説明いたしますと、まず第1条で、ただいま申し上げましたように年間の勤勉手当支給割合を引き上げるため、平成26年度の支給割合を12月期の勤勉手当で調整いたしまして、一般職職員の勤勉手当の支給割合を100分の67.5から100分の82.5に、再任用職員の支給割合を100分の32.5から100分の37.5にしたいものがございます。また、減額の割合を100分の1.0125から100分の1.2375に、100分の67.5から100分の82.5にしたいものがございます。

次に、第2条で、平成27年度以降の勤勉手当の支給割合を6月期、12月期とも同率とするため、100分の82.5から100分の75に、100分の37.5から100分の35に、減額の割合を100分の1.2375から100分の1.125に、100分の82.5から100分の75にしたいものがございます。

なお、本条例の規定の適用につきましては、第1条の規定による改正後の第16条の6第2項及び附則第10項の規定は平成26年12月1日から、別表の規定につきましては平成26年4月1日から、第2条の規定につきましては平成27年4月1日からとしたいものがございます。

以上で議案第20号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（松澤一雄議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（松澤一雄議員）** 総員起立であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（松澤一雄議員）** 次に、議案第21号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 議案第21号の平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。第1条にあるとおり、今回の補正につきましては歳出予算の補正のみとなります。

それでは、8ページをお開きください。先ほど議案第20号の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご可決いただきましたが、給料表及び勤勉手当の支給割合の改定に伴い、給料、職員手当等及び共済費に増額が生じますので、この増額分とあわせて地方公務災害補償基金負担金額確定に伴う補正をしたいものでございます。

8ページ、第2款総務費から10ページ、第5款消防費までの給料、職員手当等、共済費をそれぞれ増額補正をしたいもので、各目の額は補正予算書に記載をさせていただいたとおりとなります。

給料を総額で254万7,000円、職員手当等を総額で1,054万7,000円、そして共済費を総額で261万2,000円増額するものでございます。給料、職員手当等、共済費を合わせた人件費総額197人分で1,570万6,000円の増額となります。なお、この増額分の財源につきましては、予備費を同額減額いたしまして充当をしたいものでございます。

以上で議案第21号の説明を終わりにいたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（松澤一雄議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、山中進議員。

5番（山中 進議員） 1点だけ確認させてください。

10ページの予備費のほうから充てたということなのですけれども、197人分。これは、人勧に基づく勧告の額と、それから勤勉手当のほうをこれに足したということによろしいのですか。

それと、人勧の4.数%ということなのですけれども、そのとおりであるのかどうか、それも確認させてください。

議長（松澤一雄議員） 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

富田豊彦管理課長 ただいまの山中議員さんのご質問ですけれども、今回の補正に関しては、おっしゃるとおり勧告に基づいた部分、それと予算に記載してございます公務災害補償基金の増減に伴う部分の補正ということで、その額を予備費から充当させていただくような形でとっております。

それから、今回の勧告に基づく内容でございますけれども、埼玉県の人事委員会の勧告に基づいているということで、県では月例給の引き上げ改定が0.37%ということとなっております。それから、期末勤勉手当につきましては3.95から4.1という形となっておりますので、その差が今回に反映しているということでございます。

以上でございます。

議長（松澤一雄議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（松澤一雄議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（松澤一雄議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（松澤一雄議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(松澤一雄議員)** 総員起立であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(松澤一雄議員)** 次に、議案第22号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

**森 真太郎事務局長** 議案第22号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

本議案は、秩父広域市町村圏組合新火葬場建設工事請負契約の締結につきまして、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

まず、工事の概要を簡単にご説明申し上げます。新火葬場建設事業につきましては、老朽化したしました秩父斎場にかわる新しい火葬場を現秩父斎場に隣接いたします秩父市大宮5373番地2ほかの市営馬場跡地に建設をするものでございます。建設地は、組合所有地及び秩父市等からの借用地でございまして、敷地面積は1万4,534.52平方メートルでございます。

火葬場建物は、延べ床面積2,915.34平方メートル、一部2階建ての平家で、2階部分には公害防止装置を収納しまして、最も高い部分、これは排気筒の付近になりますけれども、高さが14.3メートルでございます。また、現在の斎場部分には一般車両84台、中型バス5台、車椅子利用者用の2台の駐車場を配置する設計となっております。現在の施設では、黒煙ですとかにおい、そして駐車場不足による路上駐車が大きな問題となっておりますが、この新火葬場はこれらの諸問題を解決し、秩父地域住民に末永くご使用いただける施設であると考えております。

建設工期につきましては、平成26年度から28年度の3カ年継続事業で、平成28年10月には新火葬場での運用開始を予定しており、そして平成29年3月末までには現秩父斎場の解体、外構工事等全てを完了する計画となっております。

この建設工事につきましては、本年12月8日に制限付き一般競争入札を実施しましたところ、企業体1者、単体3者が入札に参加いたしまして、守屋八潮・斎藤特定建設工事共同企業体が17億7,300万円で落札をいたしまして、これに消費税及び地方消費税として8%、1億4,184万円を加えました19億1,484万円が請負金額となります。議案第22号参考資料にも記載してございますけれども、落札率は78.17%でした。

また、守屋八潮・斎藤特定建設工事共同企業体ですが、代表構成員は秩父市宮側町14番16号、守

屋八潮建設株式会社代表取締役、山口浩人、その他の構成員は秩父市下影森163番地、株式会社齋藤組代表取締役、齊藤公志郎でございます。

以上で議案第22号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（松澤一雄議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1番、浅海議員。

**1番（浅海 忠議員）** 浅海です。

今説明をいただきまして、総額が税込み19億1,484万円ということですが、この工事費で全ての工事が含まれているのか。また、例えば外構等まだ含まれていないものがあるのかどうか、そちらを質問いたします。

**議長（松澤一雄議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 浅海議員のご質問にお答え申し上げます。

この19億1,484万円の中に、これにつきましては建物の建設工事、それから現齋場の解体工事、そして外構工事が含まれております。ただし、火葬炉の工事につきまして、もう契約をしておりますので、それは含まれておらないというものでございます。

以上でございます。

**議長（松澤一雄議員）** 5番、山中議員。

**5番（山中 進議員）** 5番、山中です。確認させてください。

大変皆さん喜んでおります。ただ、心配なのは物価スライド条項について、やはり少ない予算の中でいいものをつくってもらうということを考えると、これからどうなるかわからないという心配もあると思うのですけれども、そういったときのやはりいろんな話し合いが行われるとは思っておりますけれども、そういったときの対応、あるいは考え方について教えてください。

**議長（松澤一雄議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 山中議員のご質問にお答え申し上げます。

この物価スライド条項ということでございますけれども、この契約する契約書の一部に秩父広域市町村圏組合の工事請負契約約款というのがございまして、その中にいわゆる物価スライド条項というものが含まれております。これは、契約締結後12月を経過した後における日本国内における賃金水準ですとか物価変動により請負代金額が不相当と認められたときには、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができるという規定になっております。そのほか物価の急激なインフレーションですとかデフレーション、そういったときにもやはり同じように変更を請求することが

できるという規定ということでございます。この規定は、あくまでもできる規定ということでございますので、今後の社会経済情勢の動向の変化を踏まえまして、発注者と請負者が協議ができることを担保しているという規定だというふうに考えておりますので、そういった点を踏まえまして、私ども今後この契約については、社会経済情勢の動向を見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（松澤一雄議員）** 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（松澤一雄議員）** 総員起立であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

**議長（松澤一雄議員）** 以上で今期臨時会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時33分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月24日

議 長 松 澤 一 雄

署名議員 落 合 芳 樹

署名議員 山 中 進

署名議員 高 野 宏